

大阪ガス株式会社及び佐賀洋上風力発電株式会社「(仮称) 佐賀県北部海域洋上  
風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和3年12月23日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 佐賀県北部海域洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、大阪ガス株式会社及び佐賀洋上風力発電株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 佐賀県唐津市の沖合
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出力 : 最大600,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年 9月30日
環境大臣意見受理	令和3年12月10日
経済産業大臣意見	令和3年12月23日

問合せ先: 電力安全課 沼田、江藤、野田  
電話03-3501-1742(直通)

大阪ガス株式会社及び佐賀洋上風力発電株式会社「(仮称)佐賀県北部海域洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## (5) 最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ、適切に実施すること。

## 2. 各論

### (1) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺には、環境省レッドリストに基づく絶滅危惧Ⅱ類に分類されているカムムリウミスズメの繁殖地が存在しているほか、想定区域及びその周辺は、ツル類及びサシバ、ハチクマ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 海生生物に対する影響

想定区域及びその周辺は、環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省)に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまよりの場が存在する区域を明らかにした上で、本事業実施に伴う水中音、水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、工事中における水の濁り等により、海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ず

ること。

#### (4) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された玄海  
国定公園が位置しており、当該国定公園の利用施設計画に位置づけられている「波戸岬集  
団施設地区」、「七ツ釜園地」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施に  
より、これらの主要な眺望点及び利用施設からの眺望景観への重大な影響が懸念される。  
このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及  
び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、  
垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。  
また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点  
から最大限離隔距離を取る等の措置を講ずること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、  
予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該自然公園の管理者、地方公  
共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。